

財産形成預金共通規定

変更後	変更前
<p>1. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)</p> <p>(1) 契約の証や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によってお取引店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。</p> <p>3. (印鑑照合)</p> <p>払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p> <p>6. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p>	<p>1. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)</p> <p>(1) 契約の証や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によってお取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>3. (印鑑照合)</p> <p>払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>6. (規定の変更等)</p> <p>本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p>

財産形成積立定期預金規定

変更後	変更前
<p>1. (預金契約の成立) 当金庫は、お客様から当金庫所定の財産形成積立定期預金(以下「この預金」といいます。)の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p>4. (利息) (1) (略) (2) (略) (3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。 (4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など満期日前に解約する場、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。 ① 6か月未満……解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満…上記(1)の適用利率×50% ③ 1年以上3年未満……上記(1)の適用利率×70% (5) この預金の付利単位は1円とします。</p> <p>5. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、後記第6条第5項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ後記第6条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのいずれにも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>6. (預金の解約、書替継続) (1) (略) (2) (略) (3) 前2項の規定にかかわらず、本規定に定める預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。 (4) (略) (5) (略) (6) (略)</p> <p>7. (規定の変更等) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。</p>	<p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(1) (略) (2) (略) (新設)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。 ① 6か月未満……解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満…上記(1)の適用利率×50% ③ 1年以上3年未満……上記(1)の適用利率×70%</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とします。</p> <p>4. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、後記第5条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ後記第5条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのいずれにも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>(1) (略) (2) (略) (新設)</p> <p>(3) (略) (4) (略) (6) (略)</p> <p>6. (規定の変更等) 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページおよびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。</p>

財形期日指定定期預金規定

変更後	変更前
<p>1. (預金契約の成立) 当金庫は、お客様から当金庫所定の財産形成期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p>3. (預金の種類・期間・継続の方法等) (1) (略) (2) この預金(後記4. による一部解約後の残りの預金を含みません。)、最長預入期限にその元利金および新たな預入額を含みその合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。 (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p> <p>5. (利息) (1) (略) (2) (略) (3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。 (4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。 ① 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満…………… 2年以上利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満…………… 2年以上利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満…………… 2年以上利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満…………… 2年以上利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満…………… 2年以上利率×90% (5) この預金の付利単位は1円とします。</p> <p>7. (預金の解約、書替継続) (1) (略) (2) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。 (3) (略) (4) 前記(3)において最後に解約することになった預金については、次により解約します。 ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金金額 ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額 A. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円 B. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額 (5) (略)</p>	<p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>2. (預金の種類・期間・継続の方法等) (1) (略) (2) この預金(後記3. による一部解約後の残りの預金を含みません。)、最長預入期限にその元利金および新たな預入額を含みその合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。 (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p> <p>4. (利息) (1) (略) (2) (略) (新設) (3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。 ① 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満…………… 2年以上利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満…………… 2年以上利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満…………… 2年以上利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満…………… 2年以上利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満…………… 2年以上利率×90% (4) この預金の付利単位は1円とします。</p> <p>6. (預金の解約、書替継続) (新設) (2) (略) (3) 前記(2)において最後に解約することになった預金については、次により解約します。 ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金金額 ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額 A. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円 B. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額 (4) (略)</p>

変更後	変更前
(6) (略)	(5) (略)
(7) (略)	(6) (略)
(8) (略)	(7) (略)
<p>8. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。</p>	<p>7. (規定の変更等)</p> <p>本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページおよびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。</p>

財形年金預金規定

変更後	変更前
<p>1. (預金契約の成立) 当金庫は、お客様から当金庫所定の財形年金預金(以下「この預金」といいます。)の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p>3. (預金の種類、とりまとめ継続方法) (1) (略) (2) 前記2. による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。 (3) (略)</p> <p>5. (利息) (1) (略) (2) (略) (3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。 (4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。 A. 6か月未満……解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満……2年以上利率×40% C. 1年以上1年6か月未満… 2年以上利率×50% D. 1年6か月以上2年未満… 2年以上利率×60% E. 2年以上2年6か月未満… 2年以上利率×70% F. 2年6か月以上3年未満… 2年以上利率×90% ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。 A. 6か月未満……解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満・前記(1)②の適用利率×50% (5) この預金の付利単位は1円とします。</p> <p>6. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、後記第7条第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記第7条第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのいずれにも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>7. (預金の解約、書替継続) (1) やむをえない事由により、この預金を前記4. による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともにお取引店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。 (2) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とし</p>	<p>(新設)</p> <p>2. (預金の種類、とりまとめ継続方法) (1) (略) (2) 前記1. による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。 (3) (略)</p> <p>4. (利息) (1) (略) (2) (略) (新設)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。 A. 6か月未満……解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満……2年以上利率×40% C. 1年以上1年6か月未満… 2年以上利率×50% D. 1年6か月以上2年未満… 2年以上利率×60% E. 2年以上2年6か月未満… 2年以上利率×70% F. 2年6か月以上3年未満… 2年以上利率×90% ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。 A. 6か月未満……解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満・前記(1)②の適用利率×50% (4) この預金の付利単位は1円とします。</p> <p>5. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、後記第6条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記第6条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのいずれにも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>6. (預金の解約、書替継続) (1) やむをえない事由により、この預金を前記3. による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともにお取引店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。 (新設)</p>

変更後	変更前
<p>す。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前4項により、この預金口座が解約され残高がある場合には、契約の証・届出印ならびに本人確認資料を持参のうえ、お取引店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p>8. (退職時等の支払)</p> <p>最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときはこの預金は、前記3. 及び前記4. にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、前記7. (1)と同様の手続をとってください。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>12. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合には、契約の証・届出印ならびに本人確認資料を持参のうえ、お取引店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p>7. (退職時等の支払)</p> <p>最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときはこの預金は、前記2. 及び前記3. にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、前記6. (1)と同様の手続をとってください。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>11. (規定の変更等)</p> <p>本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。</p>

財形住宅預金規定

変更後	変更前
<p>1. (預金契約の成立) 当金庫は、お客様から当金庫所定の財形住宅預金(以下「この預金」といいます。)の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p>3. (預金の種類、とりまとめ継続方法) (1) 前記2. による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。 (2) (略) (3) (略)</p> <p>5. (利息) (1) (略) (2) (略) (3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。 (4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。 A. 6か月未満……解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満……2年以上利率×40% C. 1年以上1年6か月未満……2年以上利率×50% D. 1年6か月以上2年未満……2年以上利率×60% E. 2年以上2年6か月未満……2年以上利率×70% F. 2年6か月以上3年未満……2年以上利率×90%</p> <p>6. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、後記第7条第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記第7条第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのいずれにも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>7. (預金の解約、書替継続) (1) やむをえない事由により、この預金を前記4. による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともにお取扱店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。 (2) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。 (3) (略) (4) (略) (5) 前4項により、この預金口座が解約され残高がある場合には、契約の証・届出印ならびに本人確認資料を持参のうえ、お取引店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>(新設)</p> <p>2. (預金の種類、とりまとめ継続方法) (1) 前記1. による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。 (2) (略) (3) (略)</p> <p>4. (利息) (1) (略) (2) (略) (新設)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。 A. 6か月未満……解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満……2年以上利率×40% C. 1年以上1年6か月未満……2年以上利率×50% D. 1年6か月以上2年未満……2年以上利率×60% E. 2年以上2年6か月未満……2年以上利率×70% F. 2年6か月以上3年未満……2年以上利率×90%</p> <p>5. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、後記第6条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記第6条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのいずれにも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>6. (預金の解約、書替継続) (1) やむをえない事由により、この預金を前記3. による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともにお取扱店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。 (新設)</p> <p>(2) (略) (3) (略) (4) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合には、契約の証・届出印ならびに本人確認資料を持参のうえ、お取引店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>

変更後	変更前
<p>8. (税額の追徴) この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って所定の税率により計算した税額を追徴します。</p> <p>(1) 前記4. によらない払戻しがあった場合。 (2) 前記4. による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合。 (3) (略)</p> <p>9. (差引計算等) (1) 前記8. (2)の事由が生じた場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続きを省略し、次により税額を追徴できるものとします。</p> <p>① 前記8. (1)の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。 ② この預金の解約元利金が追徴税額の満たないときはただちにお取引店に支払ってください。</p> <p>(2) (略)</p> <p>11. (非課税扱いの適用除外) この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。</p> <p>(1) 前記2. (1)ならびに(2)による以外の預入れがあった場合。 (2) (略) (3) (略)</p> <p>13. (規定の変更等) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。</p>	<p>7. (税額の追徴) この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って所定の税率により計算した税額を追徴します。</p> <p>(1) 前記3. によらない払戻しがあった場合。 (2) 前記3. による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合。 (3) (略)</p> <p>8. (差引計算等) (1) 前記7. (2)の事由が生じた場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続きを省略し、次により税額を追徴できるものとします。</p> <p>① 前記7. (1)の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。 ② この預金の解約元利金が追徴税額の満たないときはただちにお取引店に支払ってください。</p> <p>(2) (略)</p> <p>10. (非課税扱いの適用除外) この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。</p> <p>(1) 前記1. (1)ならびに(2)による以外の預入れがあった場合。 (2) (略) (3) (略)</p> <p>12. (規定の変更等) 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。</p>